

県民税利子割に係る更正の請求の留意点について

令和 5 年 1 月
埼玉県・自動車税事務所

1 更正請求手続きについて

法定納期限から5年以内、又はやむを得ない事情が生じた日の翌日から2月以内（注）に限り、当初に申告納入した課税標準額、地方税額の減少を請求する手続です。

更正請求をする場合は、「県税の更正請求書」（埼玉県税条例施行規則別記様式第18号の2）に、記載例を参考に必要事項を記載して、法定納期限から5年以内、又はやむを得ない事情が生じた日の翌日から2か月以内に自動車税事務所へ提出してください。

注：申告納入の基礎となった課税標準額等が確定判決等により変更となる場合などが該当しますが、事前に自動車税事務所 諸税担当まで御相談ください。

2 更正請求書に添付する資料について

更正請求をする場合は、請求の理由となった事実を証明する書類を添付していただく必要があるため、次の資料を必ず添付してください。（コピー可）

- (1) 申告納入した時の領収証書
- (2) 埼玉県への申告納入額が過大であることの経緯を証明する資料（電算資料、帳簿等）
- (3) 利子等に係る源泉所得税の還付通知書
(後日送付でも可です。ただし、地方税のみの誤り等の場合は不要です。)
- (4) (1) から (3) に掲げるものに加えて、次の表の「請求理由」欄に該当する場合は「添付書類（例）」欄に記載のある書類（全てコピー可）

請求理由	添付書類（例）
定期預金等の中途解約	ア 該当顧客の中途解約の事実を証明する書類 イ 誤納額の計算の明細
計算誤謬	・ 誤った計算をしたことを証明する書類（計算過程等）
二重納付	・ 正しい税額計算資料及び二重に納入したことを証明する書類
課税対象外に課税	(同族会社発行の私募債で株主その他政令の対象者に係る利子から特別徴収) ・ 同族会社等の判定に関する明細書（法人税申告書 別表2） ・ 私募債発行要項又は発行を議決した取締役会議事録等 ・ 利子支払の相手方及び支払額を証明する書類（金融機関作成の払込明細等） ・ 利子支払の相手方が法人税申告書別表2記載の者以外の場合、法人税申告書別表2記載の個人と利子支払の相手方が親族関係等、租税特別措置法施行令に定める者であることを証明する住民票、戸籍謄本などの書類
	(非居住者に係る利子から特別徴収) ・ 住民票の除票等で、利子支払時に日本国内に住所を有していなかったことを証明する書類等、非居住者であることを証明する書類
	(法人等に係る利子から特別徴収) ・ 履歴事項証明書等、当該顧客が法人等であることを証明する書類
	(法人等に係る利子から特別徴収) ・ 約款等契約内容が記載されている書類等、非課税商品であることを証明する書類

なお、更正請求書の提出があった場合は、必要に応じて、追加の資料提出や調査をお願いすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

【提出先・御不明な点は】 〒330-0844 さいたま市大宮区下町3-8-3
埼玉県自動車税事務所 諸税担当 電話：048-658-0235

